許せぬ藪内さんの不当解雇

悪質なデッチ上げ

四山坑内 24時間ストで撤回斗争

第三次合理化を目前にして、転場のファッショ化はいよいよ強化されているが、会社は去る二月、事実無根の生産妨害をデッチ上げて四山支部藪内直さん（払採炭工）の不当解雇を申し入れてきた。いらい組合では解雇撤回を求めて団交をつづけてきたが、四月九日ついに決裂、会社の一方的な解雇強行は必至であり、組合では中斗発第一二三号指令にもとづき四月十五日、四山支部坑内関係全組合員の二十四時間ストの実力行使に突入して不当解雇反対行動に立上つた。

卑劣ないいがかり

会社は今春早々、指導部一〇名の責任追及と併行して「坑内に怪事件が続出している」など、「松川事件」式のデッチ上げを安田所長自から記者会見で公表し、卑劣な組織攻撃をかけているが、今回のデッチ上げもその攻撃の一環である。

去る二月二二日、会社は藪内直さん（四山支部・払採炭工）について、不当解雇を申入れてきた。会社の申し入れ趣旨は

(1)一月一五日三番方で、三池労組払採炭工藪内、横田、柴田の三名は五六〇米坑道二尋片盤の盤下げ採炭作業に配役された。現場附近には送炭用コンベアーチエンやトラフ・チエン受けローラー等の器材が未整理のまま散乱していたので、器材を片付けながら採炭するよう指示された。

その後、係員が同現場の巡回をしていたら、大きな音がしたので注意してみると、盤下げ採炭用の送炭コンベア・チエンの上を片付けらるべきチエンが流れていたので、同係員がこれを拾いげとなきを得た。

これは明らかに生産妨害だ。

(2)一月二三日二番方で、藪内は鉄柱搬出作業に他の五名と繰込まれた。

係員から現場で、鉄柱の整理個所をAという所に指定されたのに別個所に搬出整理した。これは係員の作業指示に従がわないものだ。

(3)また、当日の作業終りの時間一〇分前に昇坑しようとしていたので、係員がそれを注意し、現場に帰るよう指示したが、他の者をそそのかし昇坑した。

これに転場離脱、ならびに他をせん動したものであり、労協第一二条解雇の条項に該当する。

以上の趣旨で協議を申し入れてきた。

全くの事実無根

組合では直ちに関係者を調べたところ、根本的に会社のいうことと実情が違つていることが分つた即ち(1)のチエン流しの件だが、この種の仕事は本来機械工の作業であり、採炭単価（請負給者の賃金基準）に組まれていない他転種の作業指示をすること自体間違いたしかも、指示通り余分の仕事をやつており、重いチエンは両手で片付けていたが、短かく切つたはんぱチエンはショベリングの合間に片手で後に投げたのがトラフに落ちこんだのであろう。

本人は知らずにいたもので、なぜならチエンが原動機に巻きつけば仕事は全然されなくなる。

諸かる仕事を自から放棄する意意など全然あり得ない。

会社側の悪意にみちた言いがかりに外ならぬ。

(2)鉄柱置場の件では、係員からAを指定されたとき、Aは狭いしすぐ隣りの広い空場所Bに置いてもよいかとの質問に対し、係員はそちらでもよいとりょう解を与えている。なお、午後になつて係員の態度が変つたので、残りは全部A

会社は冒頭の趣旨をくり返すのみで、これ以上協議の必要はないと一方的に団交を打切り、決裂したものである。

組合では四山支部委員会の十分な討議をへて「四月一五日四山支部坑内二四時間ストを軸に、組合員全体が現在実施している柔軟戦術を強化する」との方針を確認、中斗委員会にスト権委譲の申請を行なつた。

中斗では四月一三日、中斗指令一二〇号にもとずく戦術路線を強化するとの方針を確認し、当面の戦術行使について、つぎのような指令を決定した。（第一二三号）

不当解雇反対実力行使に関する指令

一、斗争指標

これまでの斗争指標に藪内氏不当解雇撤回」を追加する。

二、時期、規模ならびに内容

(1)四月一五日、四山支部坑内関係全組合員の二四時間ストライキ

(2)以後の行動については追つて指令する。

デッチ上げ許すなと、四山での抗議集会

相つぎ二名が死亡

会社、全く保安に誠意なし

変災はあとをたたず、ますます激増している。三池労組では去る三月二十日、たびかさなる災害にたいして、実力による抗議のほかに会社の無反省な保安軽視を改めさせることはできないと、三川支部の抗議ストを指令したのであるが生産主義のかけで、あいかわらず保安は軽視されつづけており、これがあいつぐ変災となって尊い人命をつぎつぎと奪っている。

四月にはまたも二名が殉職した。四月十日午後三時二十分ごろ、宮浦鉱では、坑口から七、五キロのふきんで作業していた福村義人さん（仕繰、二十七才、第二組合）は、炭車の脱線により下敷きとなり死亡した。

さらに四月十三日、こんどは四山鉱六〇〇メートル坑道上層東〇片二尋払いで作業中の大村照次さん（払採炭、三十四才、第二組合）が午後七時五十五分ごろ、間枠入れ作業をしていたが、PCトラフの上に流れてきた坑木が枠をおしたおしその枠にうたれて死亡した文字どおりあいつぐ変災の発生である。政転斗争、抗議のため去る十六日上京した九州隊は、三井本店への抗議を行なったが、そのさい三池からの参加者は会社の保安対策について強硬に追及した。

席上、会社幹部は「会社、転制、従業員の三者が一体となって明朗な転場になってこそ、保安は守られるが、それが現在欠けているようだ。だから変災がおこる」とうそぶいているが、転場の明朗化を故意にくずしているのは会社だし保安に対する会社の誠意はみられない現状である。もう会社にまかしてはおれない。自分の生命を守るためには、自分たちの手で保安を確保しなければならない。

四名が無罪勝とる

福岡刑事四部で判決

福岡刑事四部の判決公判は、四月二十三日午前十一時から福岡地裁で池田裁判長のもとにひらかれ四名の無罪をかちとつた。

刑事四部で審理されていた事件は海上事件をはじめとして水道課事件、四山社宅金労事件、馬渡社宅事件、野添社宅事件、警官抗議事件などがふくまれ、二十三名の仲間が公判斗争をつづけている。

この日の判決は午前中は海上事件の一部、午後は社宅事件について判決が行なわれた。

この公判は一昨年五月いらい約二年間にわたり、弁護団、検察側の間ではげしいやりとりが続いたもので、弁護人側は「海上ピケは会社や第二組合のスト破り的な資材運搬を防ぐためにやむをえずやつた行為で、違法ではない。ピケの限界はその行為だけを見て判断するべきではなく、当時の激しい労資対立の状態を考慮して判断すべきだ」と主張し続けてきた。

しかし、判決では四名の無罪はかちとつたが、裁判官は検察側の主張をとり入れて、四名を除く残り十五名に有罪の不当な判決を下した。

判決つぎの通り（　）内は求刑

（海上事件）

岡本和民（宮）懲役四月執行猶予一年（十月）

小田業広（宮）懲役四月執行猶予一年（十月）

糸田己義（宮）懲役二月執行猶予一年（六月）

平野（旧姓坂本）健次　懲役二月執行猶予一年（四月）

久米義則（宮）懲役二月執行猶予一年（四月）

岩下静昌（宮）無罪（四月）

葛野康男（宮）無罪（四月）

（社宅事件）

林　正光（宮）懲役三月執行猶予一年（六月）

下田巡一（宮）懲役五月執行猶予一年（八月）

中田　勝（四）懲役二月執行猶予一年（一年）

松本繁則（四）懲役二月執行猶予一年（一年）

渡辺良介（四）無罪（一年）

浜田義光（四）無罪（一年）

相浦和弘（本）罰金二万五千円（六月）

塚本四二（本）罰金二万円（六月）

松野広次（本）罰金二万円（三月）

杉本和義（本）罰金二万円（三月）

山中昭司（本）罰金二万円（三月）

伊藤幸平（高松）懲役二月執行猶予一年

なお、社宅事件の田上さん（宮浦）ほか三名の判決は二十六日に行なわれる。

また、無罪をかちとった岩下さんは、すでに刑事事件責任追及の理由によって、会社から不当解雇されている。

越智（左から4人め）、中島（5人め）、竹本（6人め）さん

三名の激励の夕

総評本部で三池争議被告を守る会

去る三月二二日、総評本部で「竹本、越智、中島三君の不当弾圧反対激励の夕」が催された。

これは、三池斗争で不当な弾圧をうけ、すでに第一審で懲役の判決を言い渡されて公判斗争をなおたたかっている三池の離転者竹本肥種（三川）越智完司（宮浦）中島智博（四山）の三名の仲間であるこの三名の仲間は、いま総評で仇いており、そのため今度の激励会が催されたものだが、激励会と同時に「三池争議被告を守る会」が発足した。

当日は会場を総評本部大会議室に設け、三池斗争でともにたたかわれた田代・野田両総評弁護士も出席してひらかれた。

激励会では総評加藤総務局長、公文書記労書記長、岡田総務部長からそれぞれ力づよい激励のメッセージがおくられた。

また、被告の妻の立場から竹本雅子さんが代表しておれの挨拶を述べた。

激励をうけた竹本、越智、中島の三氏は、仲間からの心温まる激励にこたえて、三池斗争の正しさを立証し無罪をたたかいとるため、さらにがんばり抜く誓いを新たにした。

なお、この守る会には政暴法関係の被告団もその中に加わることになった。

この日激励を受けた三名の仲間は「これを起点として、こんごますます弾圧を加えてくる資本家の攻撃をはね返すための結束がのぞまれており、三池の同志諸君のこんごの活動を心からお願いし、この喜びを分ちあって団結をさらに深めてゆきたい」と語っている。